

# コイン洗車場の設置管理に関する指導要綱

(昭和62年5月31日市長決裁)

## (目的)

第1 この要綱は、コイン洗車場の設置者に対しコイン洗車場の設置に伴って生ずる騒音、ごみ等に関し、適切な措置を講ずるよう指導することにより、周辺住民の生活環境の保全に資することを目的とする。

## (定義)

第2 この要綱において「コイン洗車場」とは、利用者が自ら操作するコイン式の洗車機（給油所等に設置される自動式のものを除く）が設置された車両の洗車場をいう。

## (コイン洗車場の設置)

第3 コイン洗車場を設置しようとする者は、別記基準に従い、コイン洗車場を設置しなければならない。

## (コイン洗車場の設置の届出)

第4 コイン洗車場を設置しようとする者は、設置の工事に着手する日の30日前までにコイン洗車場設置届（別記様式）を市長に提出しなければならない。

## (改善の指導等)

第5 市長は、コイン洗車場の設置管理に係る苦情が発生した場合は、速やかに調査し、当該コイン洗車場の設置者に対し適切な改善を行うよう指導、勧告等を行うものとする。

2 市長は、原則として毎年1回以上コイン洗車場の調査を行い、コイン洗車場の設置管理に瑕疵がある場合は、当該コイン洗車場の設置者に対し、その改善を行うよう指導等を行うものとする。

## (実施細目)

第6 この要綱の実施細目は、環境局長が定める。

## 附 則

この要綱は、昭和62年7月1日から実施する。

## 附 則（平成4年3月30日改正）

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

## 別記基準

### 1 騒音に係る措置

- (1) コイン洗車場の敷地と、隣接する民家の敷地との境界に防音効果を有する形質を備えた塀等の構造物を設けること。
- (2) ポンプ類，ボイラー等騒音を発生させるものを機械室に格納する場合は，換気口等騒音が漏れる箇所に防音フードを取り付けること。
- (3) 洗車機にブザー等を取りつける場合は，音量調整が可能な装置とすること。

### 2 排水等に係る措置

- (1) コイン洗車場の排水路終末には，適切な容量の油分離槽を設置すること。
- (2) コイン洗車場には，周辺の民家に対ししぶきによる被害を与えないよう適切な防霧対策を講ずること。

### 3 その他の措置

- (1) コイン洗車場内には，空き罐，その他のゴミ類を収容する適切な容器を設置すること。
- (2) 次に掲げる事項その他の利用の際の注意事項を記載した掲示を行い利用者にその遵守を求めること。
  - ア 洗車時には，スプレーガンの噴出口の向きに注意し，周囲に被害を及ぼさないよう努めること。
  - イ 洗車中のカーラジオ，ステレオ等の使用については，周辺住民への騒音とならぬ音量に注意すること。
  - ウ ドアの開閉等は，出来るだけ静かに行うこと。
  - エ エンジンの空ふかし，急発進等は行わないこと。
  - オ 空き罐，吸いがら等のゴミ類は，それぞれ指定された容器に捨てること。